第72回中国高等学校卓球選手権大会要項

主 催： 中国高等学校体育連盟　　山口県教育委員会　　山口県高等学校体育連盟

後 援： 下関市教育委員会　山口市卓球協会　（公財）日本教育公務員弘済会山口支部

主 管： 中国高等学校体育連盟卓球専門部　山口県高等学校体育連盟卓球専門部　山口県卓球協会

１　期日及び会場

（１）開会式　令和７年６月２１日（土）１２時４５分～

（２）競 技 令和７年６月２１日（土）１３時００分～

（３）閉会式 令和７年６月２３日（月）１４時３０分～

J:COMアリーナ下関（下関市総合体育館）

下関市向洋町一丁目11番1号 Tel 083-233-0125

２　競技種目

（１）男子学校対抗（団体戦）（２）女子学校対抗（団体戦）

（３）男子ダブルス （４）女子ダブルス

（５）男子シングルス （６）女子シングルス

３　競技日程

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 期　日 | 時　間 | 内　容 | 会　場 |
| 第１日目 | ６月２１日  （土） | １２時４５分～  １３時００分～ | 開会式  男女ダブルス決勝まで  男女学校対抗１回戦 | J:COMアリーナ下関 |
| 第２日目 | ６月２２日  （日） | ９時００分～  １３時００分～ | 男女学校対抗決勝まで  男女シングルス１回戦 |
| 第３日目 | ６月２３日  （月） | ９時００分～ | 男女シングルス決勝まで |

４　競技規則

（１）令和７年４月１日現在の日本卓球ルールによる。

（２）選手は、今年度(公財)日本卓球協会発行のゼッケンまたは、選手名・県名・学校名を３段に書いた布（縦20㎝・横25㎝）を背中につけること。ユニフォームは(公財)日本卓球協会公認マークの付いたものとし、明らかに異なった色のものを２着以上持参すること。

（３）引率責任者は、当該校の教員とする。

　　　　監督は学校長の認めた指導者とする。（外部指導者はスポーツ安全保険等に加入すること）

（４）個人戦（ダブルス・シングルス）のアドバイザーのベンチ入りについて

ア　アドバイザーの資格は、大会申し込み時にエントリーされた監督、もしくは当該校の生徒に限る。

　　イ　アドバイザー（１名）は、試合開始時に選手とともに競技場に入場する。ただし、他のコートでアドバイスをしていた場合は、試合中に空席のベンチに入ることができる。（他のアドバイザーとの交代は認めない。）試合途中でコートを離れてもよいが、以後はコートに復帰できない。

（５）学校対抗（団体戦）出場チームのエントリーは、監督１名・選手８名とする。また、審判員１名

　　を引率すること。

（６）すべての試合において、タイムアウト制を採用する。

（７）使用球　(公財)日本卓球協会公認の３スタープラスチック40mmボール白球（VICTAS VP40+・ニッタクプレミアムクリーン・バタフライ R40+）とする。

（８）卓球台 色はブルーで32台使用する。

（９）会場内に掲げる部旗は、縦1.5ｍ×横2.0ｍ以内のものを１校１枚とする。

５　競技方法

（１）全種目１１本５ゲ－ムズマッチのトーナメント方式とする。

（２）学校対抗は４単１複（１、２番に出場した選手同士でダブルスを組むことはできない）の５試合を

３試合先取で決する。

（３）学校対抗は進行の都合により４台を使用して行う場合がある。ただし、この場合１番にダブルスを

行い、その後シングルス４試合を同時に行うこととする。

６　参加資格

（１）選手は、学校教育法第１条に規定する高等学校に在籍する生徒であること。

（２）選手は、都道府県高等学校体育連盟に加盟している生徒で、当該競技要項により中国大会の参加

　　　　資格を得た者に限る。

（３）平成１７年４月２日以降に生まれた者とする。

　　　　ただし、出場は同一競技３回までとし、同一学年での出場は１回限りとする。

　（４）チームの編成において、全日制課程･定時制課程･通信制課程の生徒による混成チームは認めない。

　（５）統廃合の対象になる学校については、当該校を含む合同チームによる大会参加を認める。

（６）転校後６ケ月未満のものは参加を認めない。（外国人留学生もこれに準ずる）

　　　　ただし、一家転住等やむを得ない場合は、各都道府県高等学校体育連盟会長の認可があればこの

　　　　限りではない。

（７）出場する選手はあらかじめ健康診断を受け、在学する学校の校長及び所属する都道府県高等学校

　　　　体育連盟会長の承認を必要とする。

　（８）選手は、当該年度(公財)日本卓球協会に登録された者に限る。

（９）学校対抗の選手変更については、以下の条件で認めることができる。

　　　ア　病気等によりやむを得ない場合は、学校長名及び印鑑をもって、所定の用紙に必要事項を記入

　　　　　し、診断書を添え、各県専門委員長へ提出し、審判長の承認を得るものとする。

　　　イ　大会期間中の病気・事故により（９）アの手続きができない場合は、所定の用紙に必要事項を

記入し、各県専門委員長へ提出し、５県専門委員長、審判長の承認を得るものとする。

（10）参加資格の特例

　　　ア 上記(１)(２)に定める生徒以外で、当該競技要項により大会参加資格を満たすと判断され、都

　　　　　道府県高等学校体育連盟が推薦した生徒について、別途に定める規定に従い大会参加を認める。

　　　イ 上記（３）のただし書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同

一競技３回限りとする。

【大会参加資格の別途に定める規定】

　１ 学校教育法第82条の２、83条に規定する学校に在籍し、都道府県高等学校体育連盟の大会に参加を

　　　認められた生徒であること。

　２ 以下の条件を具備すること。

　（１）大会参加資格を認める条件

　　　ア (公財)全国高等学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。

　　　イ 参加を希望する専修学校及び各種学校にあっては、学齢、修業年限ともに高等学校と一致して

いること。また、連携校の生徒による混成は認めない。

　　　ウ 各学校にあっては、都道府県高等学校体育連盟の予選会から出場が認められ、中国大会への出

場条件が満たされていること。

　　　エ 各学校にあっては、部活動が教育活動の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員の指導の

もとに適切に行われており、活動時間等が高等学校に比べて著しく均衡を失していず、運営が

適切であること。

　（２）大会参加に際し守るべき条件

　　　ア 中国高等学校選手権大会開催基準要項を遵守し、大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会

の円滑な運営に協力すること。

　　　イ 大会参加に際しては、責任ある教員が引率するとともに、万一の事故の発生に備えて傷害保険

に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。

　ウ 大会開催に要する経費については、応分の負担をすること。

７　参加制限

（１）学校対抗 各県 男女 各５チーム（開催県は８チーム）

（２）ダブルス 各県 男女 各８組　　（開催県は１２組）

（３）シングルス 各県 男女 各１６名　（開催県は２４人）

　　◎ただし、下記の者は参加数の制限外とする。

　（ア）学校対抗

前年度の全国および中国高等学校選手権の優勝校・準優勝校

（男子・野田学園（山口）出雲北陵（島根）、女子・岩国商業（山口）明誠（島根））

　　　　　前年度の中国高等学校選手権の３位チームの所属する県

　　　　　　（男子・松徳学院（島根）関西（岡山）、女子・山陽学園（岡山）進徳女子（広島））

　　　　以上により令和７年度中国高等学校選手権（学校対抗）参加数は以下のとおり

　　　　　男子…山口⑨、広島⑤、岡山⑥、鳥取⑤、島根⑦（３２校）

女子…山口⑨、広島⑥、岡山⑥、鳥取⑤、島根⑥（３２校）

（イ）ダブルス・シングルス

　　　　　前年度の全国・中国高等学校選手権および全日本選手権（一般・ジュニア）ランキング保持者（但し、パートナーの異なるダブルスは不可）

８　参加申込

（１）各校監督は、別紙参加申込用紙に男女別を明記し、参加料を添えて令和７年６月３日(火)までに、各県委員長宛に申し込むこと。

（２）各県委員長は、とりまとめたデータを令和７年６月３日（火）までに開催県委員長にメールで送信

のこと。校長印を押した申込用紙と負担金は６月１３日（金）の５県委員長会議に持参のこと。

９　大会負担金

（１）学校対抗 １チ－ム　１６，０００円

（２）ダブルス・シングルス １名 １，７００円（ダブルス・シングルス両方でも1,700円）

10　表 彰

（１）学校対抗の部 第３位まで

（２）個人の部 ダブルス、シングルスとも第３位まで

11　宿 泊

（１）宿泊希望者は別紙申込書により下記申し込み先に申し込むこと。

（２）宿泊料金・弁当代は、別紙申込書参照のこと。

《申し込み先》「日本ツーリストクラブ株式会社」〒745-0005 周南市児玉町２－１３－３

12　諸 会 議

専門委員長会議 令和７年６月２１日（土） １１時００分～　会議室２

監督会議 令和７年６月２１日（土） １２時００分～　多目的室２

13　連絡事項

（１）競技中の疾病・傷害などの応急処置は、主催者側で行うが、その後の責任は負わない。

　　　　なお、参加者は健康保険証を持参すること。

（２）出場チ－ム・選手は必ず当該校の教員によって引率され、選手のすべての行動に対して責任を

負うものとする。